

（目的）

第 1 条 福井県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 16 条に基づき、福井地域の法第 3 条指定の踏切道や緊急に対策の検討が必要な踏切（踏切道改良促進法施行規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 号から 5 号、8 号、9 号及び 11 号に該当する踏切（以下「カルテ踏切」という。）等を対象に合同で協議・調整等を行うことにより、法第 4 条に規定する地方踏切道改良計画（以下「改良計画」という。）の作成及び実施、その他福井地域の踏切道における踏切対策を円滑に進めることを目的とする。

（協議・調整等の内容）

第 2 条 合同会議は、次に掲げる各号について協議・調整等を行うことができる。

- （1） 踏切道に関する政策等の情報提供
- （2） 法第 3 条指定の踏切道における改良計画の作成に関する協議
- （3） 対策未完了、または法第 3 条指定の踏切道における法第 1 2 条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （4） 法第 3 条未指定の踏切道における法指定等、課題解決に向けた検討・調整、または課題の緩和に向けた多様な対策の検討
- （5） 第 4 種踏切の安全確保に関する検討・調整
- （6） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （7） 前 6 号に掲げるもののほか、合同会議の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第 3 条 合同会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 合同会議に、議長 1 名及び副議長 1 名を置く。
- 3 議長は、国土交通省近畿地方整備局長（又は中部運輸局長）とし、副議長は、国土交通省中部運輸局長（又は近畿地方整備局長）とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（踏切道改良検討会）

第 4 条 合同会議は、第 2 条第 2 号から第 7 号に掲げる事項について検討を行うため、福井県踏切道改良検討会（以下、「検討会」という）を設置することができる。

- 2 検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議の構成員は、合同会議において協議が調った事項を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、近畿地方整備局 道路部地域道路課、福井河川国道事務所計画課及び中部運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に合同会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年9月29日から施行する。

## 別表（第3条関係）

合同会議 構成員	備考
国土交通省近畿地方整備局長	
国土交通省中部運輸局長	
福井県知事	
福井市長	
敦賀市長	
小浜市長	
大野市長	
勝山市長	
鯖江市長	
あわら市長	
越前市長	
坂井市長	
永平寺町長	
南越前町長	
美浜町長	
高浜町長	
おおい町長	
若狭町長	
福井県警察本部交通部交通規制課長	
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社長	
福井鉄道株式会社 代表取締役社長	
えちぜん鉄道株式会社 代表取締役社長	
株式会社ハピラインふくい 代表取締役社長	